

第8章 伝達すべき情報

1 健康管理手帳制度

健康管理手帳制度は、ベンジジン等の化学物質によるがん、石綿による健康障害やじん肺のように潜伏期間が長く、また、発病すると重篤な健康障害を与える物の製造・取扱い等の業務に従事していた労働者に対し、離職後は国が健康管理を行うこととしている制度です。

一定の要件に該当する場合、離職の際または離職の後に都道府県労働局長に申請すると、審査を経たうえで、「健康管理手帳」が交付されます。健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康診断については年1回）、無料で受けることができます。

事業者は、要件に該当する外国人労働者に対して、離職後速やかに所轄の都道府県労働局に申請するよう促すとともに、申請に必要な書類について、事業者自らが準備して離職前に交付する等円滑な手続きが行われるよう支援することが求められます。

特に、在留資格に「特定技能」が新設され、技能実習2号からの移行・転職が進むことが予想されることや、派遣労働者として製造業に就労する永住者が一定数いることから、こうした外国人労働者が制限期間を限度として転職しており、対象業務に就いていた者に対して、制度の説明や必要な支援に遺漏がないよう注意する必要があります。

申請先

離職の際に既に交付要件を満たしている場合



申請者が対象業務に従事した事業場の所在地を管轄する都道府県労働局

離職の後に初めて交付要件を満たすこととなった場合



申請者の住所地を管轄する都道府県労働局

表 46 健康管理手帳の交付対象となる業務と要件

	対象となる業務（左の番号は、安衛令第23条の各号）	交付の要件（安衛則第53条）
1	ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、または取り扱う業務	当該業務に3か月以上従事した経験を有すること。 注）左欄の3物質に関する業務の従事期間を合計すれば3か月以上となる場合は交付要件を満たす。
2	ベータ-ナフチルアミン及びその塩（同上の業務）	
12	ジアニシジン及びその塩（同上の業務）	
3	粉じん作業（じん肺法第2条第1項第3号に規定する粉じん作業）に係る業務	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2または3であること。

	対象となる業務（左の番号は、安衛令第23条の各号）	交付の要件（安衛則第53条）
4	クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、または取り扱う業務（これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く）	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
5	無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼もしくは精製を行い、または砒素をその重量の3パーセントを超えて含有する鉱石をポット法もしくはグリナワルド法により製錬する業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
6	コークスまたは製鉄用発生炉ガスを製造する業務（コークス炉上においてもしくはコークス炉に接してまたはガス発生炉上において行う業務に限る）	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
7	ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、または取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
8	ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、または取り扱う業務（これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く）	両肺野にベリリウムによる慢性の結節性陰影があること。
9	ベンゾトリクロリドを製造し、または取り扱う業務（太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場における業務に限る）	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
10	塩化ビニルを重合する業務または密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル（塩化ビニルの共重合体を含む）の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
11	石綿等の製造または取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における次の業務 1 石綿等（石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、または取り扱う業務に限る（「直接業務」）。	1 両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること。 2 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業または石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む）に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過していること。 3 石綿等を取り扱う作業（上記2の作業を除く）に10年以上従事した経験を有すること。 4 上記2及び3に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。 注）厚生労働大臣が定める要件とは、上記2の作業に従事した月数に10を乗じて得た数と上記3の作業に従事した月数との合計が120以上であって、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。
	2 石綿等を製造し、または取り扱う業務を除く（「周辺業務」）。 注）「周辺業務」の対象者とは、「直接業務」に伴い発生した石綿粉じんによる健康障害を防止するため、関係者以外の立入禁止措置を講じるよう規定された作業場内で石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿粉じんにはく露したおそれのあるもの。なお、当該作業に従事していたときに、石綿によるじん肺健康診断を受診していた者は、対象となる。	両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること。

	対象となる業務（左の番号は、安衛令第23条の各号）	交付の要件（安衛則第53条）
13	1・2-ジクロロプロパン及びその塩（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を取り扱う業務（屋内作業場及び有機則第1条第2項で定める船舶の内部、タンクの内部、及び通風が不十分な場所等における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る）	当該業務に2年以上従事した経験を有すること。
14	オルトートルイジン（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、または取り扱う業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。

2 帰国後における労災請求等

事業者は、外国人労働者に係る労働災害が発生した場合には、労働者災害補償保険（労災保険）の給付の請求その他の手続きに関し、外国人労働者やその家族の相談に応じるとともに、これらの者が自ら手続きを行うことが困難な場合には、その手続きを行うことができるよう援助に努める必要があります。

なお、帰国後であっても、一部の支援制度を除き、労災保険給付の請求を行うことができます。

参考 外国人労働者の労災保険給付の手続き

厚生労働省では、ホームページに「外国人労働者向け労災保険給付パンフレット」（14か国語に翻訳）を掲載していますので、これを活用し、手続きの方法などについて外国人労働者に必要な情報を提供してください。

▶ <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/gaikoku-pamphlet.html>

3 技能実習生手帳

技能実習生手帳は、技能実習生が本邦において健康で充実した技能実習生活を過ごすことができるように、技能実習生の役に立つ情報をまとめたもので、外国人技能実習機構が発行しています。

技能実習生が、日本国内の雇用契約の下で様々な技能、技術または知識を身につけることとなるため、技能実習法、出入国在留管理、労働関係法制、各種公的な保険等をはじめ、技能実習生が日本で生活するに当たって知っておかなくてはならないこと、各相談窓口など、特に技能実習生にとって大切と思われる内容を記載しているものです。

この手帳は、初めて日本に入国する際に技能実習生に配付するとともに、技能実習生に受講が義務付けられている入国後講習においても使用することとなっています。なお、入国者の多いベトナム語、中国語、タガログ（フィリピン）語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、カンボジア語、モンゴル語及び英語の9か国語で作成しています。

監理団体及び実習実施者の関係事業者は、この技能実習生手帳の内容についても十分に把握し、技能実習生に対して適切な対応をとる必要があります。

一方、法律や制度等の改正等も行われることから、技能実習生手帳をいつでもどこでも確認で

きるようにするため、スマートフォン等を実装できる「技能実習生手帳アプリ」を無料で公開しています。

この技能実習生手帳アプリは、技能実習生手帳の内容の閲覧・検索機能のほか、災害情報や機構からの様々な情報のプッシュ通知、在日各国大使館情報などの技能実習生に有益な機能を盛り込んでいます。

技能実習を担当される方や技能実習生に積極的に周知し、実装するように呼びかけてください。

【技能実習生手帳アプリの画面】



下記よりアプリをダウンロードできます

